

介護職員等特定処遇改善加算に係る賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組みについて

分類	内容	当法人の取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ● 養成校と連携し、法人内施設での実務者研修の開講 ● 喀痰吸引研修、認知症介護実践研修、マネジメント研修等への受講推奨と受講費用の全額負担
労働環境・ 処遇の改善	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 離床センサー付きベッドの導入による介護負担軽減
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児多目的休暇の導入 ● 法定範囲を超えた深夜業の制限や短時間勤務制度等の拡充
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● メンタルヘルス専門窓口の設置 ● 分煙スペースの整備
その他	中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）	<ul style="list-style-type: none"> ● 他産業経験も考慮した賃金制度の導入 ● 主婦層や中高年齢者の介護助手としての積極的採用
	非正規職員から正規職員への転換	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定の勤務期間を経た非正規職員についての正規職員登用
	職員の増員による業務負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ● 朝夕食時の介助、リネン交換や洗濯業務などスポット的に介護助手を増員配置することで介護職員の業務負担軽減